

随意契約理由書

1 業 務 名	無線通信基盤に係る調査研究業務
2 業 者 名	一般財団法人阪神高速先進技術研究所
<p>本業務は、「阪神高速グループビジョン2030」におけるありたい姿の実現に資する無線通信基盤を導入するため、「技術動向・技術情報の調査」、「阪神高速における無線通信基盤のユースケースの整理」を行い、導入に向けた要件の整理と実証実験計画の立案を行うものである。</p> <p>なお、導入要件の評価や実証実験計画の妥当性確認にあたっては関連する技術分野の学識経験者への意見照会を行いながら進めるものとする。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>当社における無線通信基盤のニーズを熟知し、必要な情報の選別・収集を的確に行えること。加えて、阪神高速道路の設備の特性を熟知し、実環境に適用する際の課題を適切に抽出できること</p> <p>汎用的でない無線通信基盤の実証実験計画について、関連する技術分野の学識者への意見照会及び技術相談等を行い、妥当性及び有効性の評価ができることが求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、当該研究所）は、</p> <p>電気通信設備におけるAI活用等の検討業務や次世代映像情報に係る調査研究業務を通じて、当社が抱える無線通信基盤に対するニーズを熟知している。さらに、阪神高速道路の維持管理等の調査研究を通じ、阪神高速道路の設備の特性に関する豊富な知見や、環境・課題・ニーズを把握している。</p> <p>学識者・有識者等の専門家をメンバーに含めた技術委員会を有し、電気通信技術に関する評価や審議の実績を有する。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知見と実績が不可欠であることから、本業務の契約相手方として、当該研究所を選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、当該研究所と随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	